

事務連絡

平成 24 年 4 月 13 日

経済産業省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ修正試案」等について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

昨年 12 月 26 日の地域主権戦略会議において、「広域的实施体制の枠組み（方向性）」が了承されたことを受けて、今年の通常国会に特例法案を提出するため、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を進めてきたところです。

この間、作用法に規定がある個別の事務・権限の「当てはめ案」等について、意見照会等をさせていただくとともに、「アクション・プラン」推進委員会等で議論をさせていただきました。

今般、本年 3 月 16 日の「アクション・プラン」推進委員会において、川端地域主権推進担当大臣から「かなり幅広い国の関与を想定する表現にしたので、この案で対応できないかどうかを再度検討いただきたい」旨の発言を踏まえ、当室で整理させていただきました事項等につきまして、以下のとおり照会させていただきます。

## 記

## 1 個別の事務・権限に係る「当てはめ修正試案」について

本年 3 月 16 日の「アクション・プラン」推進委員会（第 6 回）において、内閣府から提出させていただきました「基本構成案中 2（2）」の「移譲のための措置」に沿って、個別の事務・権限に関する「当てはめ修正試案」を作成させていただきました。つきましては、別添 1 の「当てはめ修正試案」について、次の（1）～（3）の事項を照会しますので、ご意見等がございましたら、様式にご記入・修正の上ご提出いただきますようお願いいたします。

- （1）移譲対象となる事務・権限、条項等の確認（文言を含めてご確認の上、修正等ありましたら赤字見え消し修正にてご提出ください）
- （2）「当てはめ修正試案」では、不都合が生じると考える場合の事務区分、大臣の並行権限の行使、国の関与についての修正意見（別添様式 1 に記入してください。）
- （3）「当てはめ修正試案」では、不都合が生じると考える事務・権限についての意見（別添様式 2 に記入してください。）

留意点 1）平成 24 年 2 月 24 日付事務連絡で照会させていただいた平成 24 年 1 月 2 日以降に施行され、又は施行が予定されている個別の法律に基づく事務・権限であり、移譲対象候補の出先機関の長に権限を委任した、又は委任することを予定している事務・権限についても今回の「当てはめ修正試案」に現段階で政省令の規定が判明して

いるものは可能な限り盛り込んでおります。

留意点2) 共管の事務・権限についても、基本構成案の「移譲のための措置」に沿って整理させていただいております。なお、一部の省からご質問いただいた「他省庁と共管関係にある事務等に係る特定広域連合等への移譲の可否」について、内閣法制局第三部参事官にご説明し、ご了解いただいた資料を別添2のとおり参考まで送付させていただきます。また、2月24日付事務連絡で照会させていただきました共管対象法律・条項の確認結果に基づき、共管省庁に対しても当室から追って情報提供・照会をさせていただきます。

## 2 提出期限

平成24年4月27日（金）17時

## 3 その他

いただいたご回答については、この照会文書と併せて、「アクション・プラン」推進委員会のメンバーを始めとする関係者間で共有させていただき、今後の地域主権推進担当政務、各省政務による政務折衝や両者に地方側代表を加えた協議等に活用させていただきますので、その旨あらかじめご承知おきください。

なお、今後、5月に開催を予定している「アクション・プラン」推進委員会等での議論を経た上で、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の全体像」及び特例法案の閣議決定を行う段取りを想定しており、移譲対象となる個別の事務・権限と事務区分・関与等についても、その中に盛り込みたいと考えております。

個表番号：〇一〇 法令名：

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
〇〇①	〇〇事業者に対する改善命令	自治 法定受託	〇〇事業者は、金融に重大な影響を及ぼす事業者であるため。					
△△②	〇〇販売事業の登録					指示	同事務は、災害防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、国に関与を認めるのが適当である。	
□□②	報告の徴収			○	移譲後も大臣に残る権限(第〇〇条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。			

[用紙番号 〇〇省—〇]

個表番号	〇—〇	法律名	〇〇に関する法律 (S〇〇法〇〇)
条 項	〇〇① △△② □□②	事務内容	〇〇計画に対する指示、公表及び命令 〇〇に対する指導及び助言 報告及び立入検査
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

平成 24 年 4 月 13 日

## 「当てはめ修正試案」について(経済産業局に関するもの)

## I. 事務・権限の移譲のための措置(基本的な考え方)

○移譲事務等は特定広域連合等の区域外の地域においては引き続き国が処理する事務であることを踏まえ、当分の間、以下のとおりの「特例的な取扱い」とする。

① 事務区分	・原則として法定受託事務とする。
② 国の関与	・国と地方の対等・協力の関係を前提とした上で、国による関与(協議、同意、許可・認可・承認、指示等)を必要に応じて柔軟に設ける。
③ 移譲事務等に関する事業計画	・特定広域連合等は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴いた上、毎年度事業計画を策定し、移譲事務等に係る法律の所管大臣の同意を得なければならない。
④ 並行権限行使	・移譲事務等に係る法律の所管大臣の並行権限行使を必要に応じて柔軟に活用する。
⑤ 区域外権限行使	・移譲対象出先機関が有する広域的な事業者や事業活動に対する区域外権限行使を維持・継続する。

○作用法に規定のある個別の事務・権限の移譲措置(事務区分、国の関与等)についての「当てはめ案」(平成 24 年 1 月 11 日照会)については、経済産業省等からのこれまでの回答及び上記取扱いを踏まえて見直しを行い、「当てはめ修正試案」として提示する。

(参考)

○以下の整理に係る法律数

1. 条件付き移譲と回答のあったもの	40 法律
2. 移譲の例外と回答のあったもの等 <sup>(注)</sup>	9 法律
3. 共管	法律

(注) 鉱業法については、平成 24 年 1 月 2 日以降の施行であり、当初の「当てはめ案」では未提示であったが、鉱業法施行法が移譲の例外とすべきとの回答があったため、同法に準ずるものとして 2. に含めている。

## II. 「当てはめ修正試案」の見直しの考え方

### 1. 「条件付き移譲」と回答のあったものの取扱い

◆基本的には経済産業省等の回答どおりの事務区分、国の関与、並行権限とした上で、特定広域連合に移譲。

\* 区域外権限行使については、補足説明資料「③並行権限について」(注) ii)を参照。

(対象となる法律：40 法律)

自転車競技法、民事調停法、小型自動車競走法、伊東国際観光温泉文化都市建設法、採石法、租税特別措置法、砂利採取法、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律、アルコール事業法、計量法、揮発油等の品質の確保等に関する法律、伝統的工芸品産業の振興に関する法律、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法、工業標準化法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法、特定家庭用機器再商品化法、地球温暖化対策の推進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、資源の有効な利用の促進に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、消費生活用製品安全法、割賦販売法、中小企業団体の組織に関する法律、商品先物取引法、中小企業等協同組合法

### 2. 「移譲の例外」と回答のあったものの取扱い

#### (1) 移譲しないことについて十分な説明が可能ではないかと考えられる事務

◆国の役割とされている理由について、地方の理解が十分に得られた場合には、「移譲の例外」となることも考えられる。

\* 個表においては、備考欄に赤字で「例外」、欄外に「P」と記載している。

(対象となる法律)

鉱業法施行法、鉱業法（注）

(注) 鉱業法：平成 24 年 1 月 2 日以降の施行のため、当初の「当てはめ案」では未提示であったが、鉱業法施行法が移譲の例外とすべきとの回答があったため、同法に準ずるものとして取り扱っている。

#### (2) 地方に組織を残さない形で処理することが可能ではないかと考えられる事務

◆ I の「特例的な取扱い」に示した措置を講じて移譲の対象とすることができないか再考を求めた上で、困難な場合、本省引上げ等地方に組織を残さない形で処理することを検討。

\* 個表においては、備考欄に青字で「例外」と記載している。

(対象となる法律)

(3) 上記以外

◆ I の「特例的な取扱い」に示した措置を講じて移譲の対象とすることができないか、個表に示したような事務区分、国の関与、並行権限とした上でもなお移譲に支障があるかどうか再検討を依頼。

(対象となる法律：5 法律)

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律、特定商取引に関する法律、揮発油等の品質の確保等に関する法律、電気事業法（注）、ガス事業法（注）

(注)平成 24 年 1 月 2 日以降施行の改正で、現段階で政省令の権限委任の規定が判明しているもの(電気事業法、ガス事業法)を反映。

3. 「共管」と回答のあったものの取扱い

◆ 関係府省にも別途、不都合が生じないかを確認の上、広域的实施体制に移譲。

\* 別添「他省庁と共管関係にある事務等について」参照。

(対象となる法律)平成24年2月24日付「移譲対象候補の出先機関の長の事務・権限等について(照会)」の様式2に回答のあった法律

4. 作用法での権限委任はなく事務委任の通達等により経済産業局で行っているものの取扱い

◆ I の「特例的な取扱い」を踏まえ、別途照会する予定。

1-1 法令名： 自転車競技法 (S23法209)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
2	競輪開催前の届出受理(大臣への経由)	法2	—	自治	—	—	法定			





1-2 法令名: 民事調停法(S26法222)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<27~30>	経済産業局長の意見陳述等 ※法33において準用	法33	—	—	—	—	—	—	—	—



条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
				—	—	—	—	—	—	—

1-3 法令名： 小型自動車競走法(S25法208)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4	競走開催前の届出	法4	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			

1-4 法令名：伊東国際観光温泉文化都市建設法(S25法222)

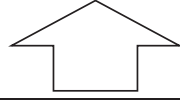
条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3②	事業執行者が観光温泉資源の保護のため、鉱業又は採石業に関する者について禁止又は制限行為をしようとする場合の事前同意	法3②	—	—	—	—	—	—	—	



条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
				—	—	—	—	—	—	

1-5 法令名： 鉱業法施行法 抄 (S25法290)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
12②	鉱業権の鉱区が重複する場合における経産局長の決定の申請の受理	法12②	—	—	—	—
13④	補償金に関する経産局長の決定の申請の受理	法13④	—	—	—	—
26	錯誤を訂正するための鉱業権の取消し又は変更の処分	法26	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			例外
			例外
			例外

1-6 法令名： 採石法 (S25法291)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
9①	採石権の設定、譲受についての協議の許可	法9①	—	—	—	—
10①②	許可の基準等	法10①②	—	—	—	—
11	許可の通知	法11	—	—	—	—
12	採石権決定の申請の受理	法12	—	—	—	—
13①②	申請書の副本の交付等	法13①②	—	—	—	—
14①②	土地についての新たな権利設定の許可、採石権の変更、消滅の許可等	法14①②	—	—	—	—
15①～③	土地買取決定の申請の受理等	法15①～③	—	—	—	—
16①～④	採石権設定の決定基準等	法16①～④	—	—	—	—
17①②	意見の聴取	法17①②	—	—	—	—
18	公害等調整委員会の承認	法18	—	—	—	—
19①～③	採石権設定等の決定	法19①～③	—	—	—	—
20②	決定の方式	法20②	—	—	—	—
24②	担保の提供の決定	法24②	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			

1-6 法令名：採石法(S25法291)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
27	処分の制限の登記のまつ消	法27	—	—	—	—
28	採石権存続期間更新決定の申請の受理	法28	—	—	—	—
29①②	採石権の存続期間の決定等	法29①②	—	—	—	—
34②～④⑥	鉱業権者との協議	法34②～④⑥	—	—	—	—
36①～③⑤⑥	他人の土地使用に係る許可等	法36①～③⑤⑥	—	—	—	—
36の2③	他人の土地使用の手続の保留に係る公告等	法36の2③	—	—	—	—
37③	土地の使用又は使用の許可に関する書類の送付	法37③	—	—	—	—
38	審査請求についての鉱業法の準用	法38	—	—	—	—
41	処分の公示	法41	—	—	—	—
42①	報告及び検査	法42①	法42①	自治	法42①	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定		○	

1-7 法令名： 租税特別措置法(S32法26)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
70の7 ②⑤	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨の税務署長への通知	法70の7 ②⑤	法70の7 ②⑤	—	—	—
70の7 ②⑥	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への通知(通知の受理)	法70の7 ②⑥	法70の7 ②⑥	—	—	—
70の7の2 ②⑤	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨の税務署長への通知	法70の7 の2 ②⑤	法70の7 の2 ②⑤	—	—	—
70の7の2 ②⑥	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への通知(通知の受理)	法70の7 の2 ②⑥	法70の7 の2 ②⑥	—	—	—
70の7の4 ①⑤	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨の税務署長への通知	法70の7 の4 ①⑤	法70の7 の4 ①⑤	—	—	—
70の7の4 ①⑥	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への通知(通知の受理)	法70の7 の4 ①⑥	法70の7 の4 ①⑥	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定		事後報告	

1-8 法令名： 砂利採取法 (S43法74)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
30③	審査請求についての鉱業法の準用	法30③	—	—	—	—	法定			





2-① 法令名： 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 (H21法80)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①③④	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の認定	法14 規則8①	規則8①	—	—	—	法定	○	事後報告	
<4③④>	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更の認定※法5④において準用	法14 規則8①	規則8①	—	—	—	法定	○	事後報告	
5①~③	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更等	法14 規則8①	規則8①	—	—	—	法定	○	事後報告	
13①	認定商店街活性化事業者に対する報告の徴収	法14 規則8①	規則8①	—	—	—	法定	○	事後報告	
6①③	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の認定	法14 規則8②	規則8②	—	—	—	法定	○	事後報告	
<6③>	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更の認定 ※法7④において準用	法14 規則8②	規則8②	—	—	—	法定	○	事後報告	
7①~③	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更等	法14 規則8②	規則8②	—	—	—	法定	○	事後報告	
13②	認定商店街活性化支援事業者に対する報告徴収	法14 規則8②	規則8②	—	—	—	法定	○	事後報告	

2-② 法令名： 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(H20法33)

条項	12①	<b>事務内容</b> 経済産業大臣の認定(非上場株式会社等)についての相続税・贈与税の納税猶予制度、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例の適用の前提となるもの)	出先機関の長への委任根拠 法16 規則19①	大臣の執行権留保 規則19①	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
					事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
					—	—	—	法定	○	事後報告	

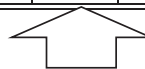
2-③ 法令名： 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(H18法33)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①	特定研究開発等計画の認定	法13 規則7	規則7	—	—	—	法定	○	事前協議 事後報告	
5①②	特定研究開発等計画の変更等	法13 規則7	規則7	—	—	—	法定	○	事前協議 事後報告	
12	報告徴収	法13 規則7	規則7	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	



2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				
3①②	製造の許可	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
7②	製造事業者の地位承継届出の受理	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
8①②	変更の許可等	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
9②	製造事業者による業務報告の徴収	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
10	業務改善命令	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
11①	廃止の届出	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
12	許可の取消し等	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
13①	必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
14	製造事業者名簿の閲覧等	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
40①②	報告及び立入検査(製造事業者に係るものに限る)	—	—	—	法43 令4①I	—	—	
4Ⅲ	試験研究製造の承認の申請受理	—	—	—	法43 令4①Ⅱ	—	—	
40①②	報告及び立入検査 ※40①(4Ⅲの承認を受けた者に係るものに限る)、 40②(承認試験研究製造者に係るものに限る)	—	—	—	法43 令4①Ⅱ	—	—	
9③	製造業者からの亡失等の報告の徴収	—	—	—	法43 令4①Ⅲ	—	—	



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
法定			
法定			
法定			
法定	○		
法定			
法定		指示	
法定			
法定	○		
法定			
法定	○		
法定			
法定			

2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
<9③>	輸入業者からの亡失等の報告の徴収 ※法20において準用	法43 令4①Ⅲ	—	—	—	
<9③>	販売業者からの亡失等の報告の徴収 ※法25において準用	法43 令4①Ⅲ	—	—	—	
<9③>	許可使用者からの亡失等の報告の徴収 ※法30において準用	法43 令4①Ⅲ	—	—	—	
13①	製造事業者の相続人による必要な行為の継続の申請の受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	
19①	輸入事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	
24①	販売事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	
29①	許可使用者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	—	—	—	
15	酒母等の移出の承認	法43 令4①Ⅴ	—	—	—	
16①②	輸入の許可	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	
19①	輸入事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	
<8①②>	変更の許可等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①Ⅵ	—	—	—	

事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			

2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				
<10>	業務改善命令 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	—	—	—	法43 令4①VI	令4①I	—	—
<11①>	廃止の届出 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	—	—	—	法43 令4①VI	—	—	—
<12>	許可の取消し等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	—	—	—	法43 令4①VI	令4①I	—	—
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	—	—	—	法43 令4①VI	—	—	—
40①②	報告及び立入検査 (輸入事業者に係るものに限る)	—	—	—	法43 令4①VI	令4①I	—	—
17ただし 書	試験研究輸入の承認	—	—	—	法43 令4①VII	—	—	—
40①②	報告及び立入検査 ※40①(法第17条ただし書の承認を受けた者に係るものに限る)②(承認輸入者に係るものに限る)	—	—	—	法43 令4①VII	令4①I	—	—
21①②	販売の許可	—	—	—	法43 令4①VIII	—	—	—
24①	販売事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	—	—	—	法43 令4①VIII	—	—	—
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	—	—	—	法43 令4①VIII	—	—	—
<8①②>	変更の許可等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	—	—	—	法43 令4①VIII	—	—	—
<9②>	製造事業者による業務報告の徴取 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	—	—	—	法43 令4①VIII	—	—	—
<10>	業務改善命令 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	—	—	—	法43 令4①VIII	令4①I	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○		
法定			
法定	○		
法定			
法定	○		
法定			
法定	○		
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定	○		

2-④ 法令名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
<11①>	廃止の届出 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①Ⅷ	—	—	—	
<12>	許可の取消し等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①Ⅷ	令4①Ⅰ	—	—	
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①Ⅷ	—	—	—	
40①②	報告及び立入検査 ※販売事業者に係るものに限る	法43 令4①Ⅷ	令4①Ⅰ	—	—	
22①ただし書	譲渡の承認	法43 令4①Ⅸ	—	—	—	
26①②	使用の許可	法43 令4①Ⅹ	—	—	—	
29①	許可使用者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①Ⅹ	—	—	—	
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	—	—	—	
<8①②>	変更の許可等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	—	—	—	
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	—	—	—	
<10>	業務改善命令 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	令4①Ⅰ	—	—	
<11①>	廃止の届出 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	—	—	—	



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定			
法定		指示	
法定			
法定	○		
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定	○		
法定			

2-④ 法令名: アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<12>	許可の取消し等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①X	令4①I	—	—	—
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①X	—	—	—	—
<40①②>	報告及び立入検査 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①X	令4①I	—	—	—
32①②③	担保の提供命令等	法43 令4①XI	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		指示	
法定			
法定	○		
法定			



2-⑤ 法令名：計量法(H4法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
40①	特定計量器の製造事業の届出の受理	法169 令43①	—	法定(7) 【経由】	—	—
42①	届出製造事業者の変更の届出の受理	法169 令43①	—	法定(7) 【経由】	—	—
<42①>	届出修理事業者の変更の届出の受理 ※法46②において準用	法169 令43①	—	自治	—	—
44	特定計量器の製造時の検査に係る届出製造事業者に対する改善命令	法169 令43①	令43①ただし書	—	—	—
45①	届出製造事業者の事業廃止の届出の受理	法169 令43①	—	法定(7) 【経由】	—	—
<45①>	届出修理事業者の事業廃止の届出の受理 ※法46②において準用	法169 令43①	—	自治	—	—
46①	特定計量器の修理事業の届出の受理	法169 令43①	—	自治	—	—
48	特定計量器の修理時の検査に係る届出製造事業者又は届出修理事業者に対する改善命令	法169 令43①	令43①ただし書	自治	—	—
147①	届出製造事業者等からの報告徴収	法169 令43①	令43①ただし書	自治	—	—
148①	届出製造事業者等への立入検査	法169 令43①	令43①ただし書	自治	—	—
149①	計量器等の提出命令	法169 令43①	令43①ただし書	自治	—	—

※最大需要電力計、電力量計又は無効電力量計の製造又は修理の事業を行う者(当該事業に係る工場若しくは事業場又は事業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に限る。)に関するもの(令43①)

事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
自治	○		
自治	○		
自治	○		

2-⑤ 法令名：計量法(H4法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
127①	適正計量管理事業所の指定	法169 令43②	—	—	—	—
127②	適正計量管理事業所の指定申請書の受理	法169 令43②	—	法定(7) 【經由】	—	—
127④	適正計量管理事業所の指定申請者に対する検査結果の受理	法169 令43②	—	法定(7) 【經由】	—	—
131	適正計量管理事業所に対する適合命令	法169 令43②	—	—	—	—
132	適正計量管理事業所の指定取消	法169 令43②	—	—	—	—
<62①>	指定を受けた適正計量管理事業所の変更の届出の受理※法133において準用	法169 令43②	—	—	—	—
<65>	指定を受けた適正計量管理事業所の廃止の届出の受理※法133において準用	法169 令43②	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			
法定			

2-⑥ 法令名： 特定商取引に関する法律（S51法57）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	国の関与	備考
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				
6の2	販売業者に対する資料の提出要求	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
7	販売業者等に対する指示	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
8	販売業者等に対する業務の停止命令等	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
34の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、統括者等に対する資料の提出要求	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
36の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、統括者等に対する資料の提出要求	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
38	統括者等に対する指示	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
39	連鎖販売取引の停止命令等	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
43の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、役務提供者等に対する資料の提出要求	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
44の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、役務提供者等に対する資料の提出要求	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
46	役務提供事業者等に対する指示	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
47	役務提供事業者等に対する業務の停止命令等	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
52の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		
54の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	事後報告6② (令19⑦)		

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	

2-⑥ 法令名： 特定商取引に関する法律（S51法57）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	権限移譲後	備考
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				
56	業務提供誘因販売業者等に対する指示	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	令20② I	事後報告 (メルクマール)	
57	業務提供誘因販売業取引の停止命令	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	令20② I	事後報告	
60	主務大臣に対する申出	自治	令19④	—	法69③ 令20② I	令20② I		
66①～④	報告及び立入検査	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	令20② I	事後報告	
<66①～③>	報告及び立入検査 ※法66⑥において準用	自治	令19①	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② I	令20② I	事後報告	
12の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、販売業者等に対する資料の提出要求	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② II	令20② II	事後報告	
14	販売業者等に対する指示	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② II	令20② II	事後報告	
15	販売業者等に対する業務の停止命令	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② II	令20② II	事後報告	
60	主務大臣に対する申出	自治	令19⑤	—	法69③ 令20② II	令20② II		
66①～④	報告及び立入検査	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② II	令20② II	事後報告	
<66①～③>	報告及び立入検査 ※法66⑥において準用	自治	令19②	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② II	令20② II	事後報告	
21の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、販売業者に対する資料の提出要求	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② III	令20② III	事後報告	
22	販売業者等に対する指示	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)	法69③ 令20② III	令20② III	事後報告	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○		
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	

2-⑥ 法令名： 特定商取引に関する法律（S51法57）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
23	販売業者等に対する業務の停止命令	法69③ 令20②Ⅲ	令20②Ⅲ	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)	自治	○	事後報告	
60	主務大臣に対する申出	法69③ 令20②Ⅲ	令20②Ⅲ	自治	令19⑥	—	自治	○		
66①②③	報告及び立入検査	法69③ 令20②Ⅲ	令20②Ⅲ	自治	令19③	事後報告6② (令19⑦)	自治	○	事後報告	

2-⑦ 法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律（S51法88）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3	揮発油販売業者の登録	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
4①	揮発油販売業者の登録の申請受理	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
5	揮発油販売業者登録簿の登録及び通知	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
<5>	揮発油販売業者登録簿の変更登録及び通知 ※法8②⑤において準用	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
6	揮発油販売業者の登録の拒否等	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
<6>	揮発油販売業者の変更登録の拒否等 ※法8②において準用	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
7②	揮発油販売業者の承継に係る届出受理	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
8①③	揮発油販売業者の変更登録受理	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
9	揮発油販売業者の廃止の届出受理	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
12	揮発油販売業者の登録の消除	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
14②	揮発油販売業者が品質管理者を選任(解任)したときの届出	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
16の2②	揮発油の分析の委託	法23 令1②	—	—	—	—	法定			
18②	揮発油の使用の節減のための措置勧告	法23 令1②	—	—	—	—	法定	○	事後報告 事前協議 指示	

2-⑦ 法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律（S51法88）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
12の2	揮発油特定加工業者の登録	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の3①	揮発油特定加工業者の登録の申請受理	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の4	揮発油特定加工業者登録簿の登録及びその通知	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<12の4>	揮発油特定加工業者登録簿の変更登録及びその通知※法12の6②において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の5	揮発油特定加工業者の登録の拒否等	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<12の5>	揮発油特定加工業者の変更登録の拒否等 ※法12の6②において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の6① ③	揮発油特定加工業者の変更登録受理	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<7②>	揮発油特定加工業者の承継に係る届出受理 ※法12の8において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<9>	揮発油特定加工業者の廃止の届出受理 ※法12の8において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
<12>	揮発油特定加工業者の登録の消除 ※法12の8において準用	法23 令1③	—	—	—	—	法定			
12の9	軽油特定加工業者の登録	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
12の10①	軽油特定加工業者の登録の申請受理	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
12の11	軽油特定加工業者登録簿の登録及びその通知	法23 令1④	—	—	—	—	法定			

2-⑦ 法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律（S51法88）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	
<12の11>	軽油特定加工業者登録簿の変更登録及びその通知※法12の13②において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
12の12	軽油特定加工業者の登録の拒否等	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<12の12>	軽油特定加工業者の変更登録の拒否等 ※法12の13②において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
12の13①③	軽油特定加工業者の変更登録受理	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<7②>	軽油特定加工業者の承継に係る変更届出受理 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<9>	軽油特定加工業者の廃止の変更届出受理 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<12>	軽油特定加工業者の変更登録の消除 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<7②>	軽油特定加工業者の承継に係る届出受理 ※法12の15において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<9>	軽油特定加工業者の廃止の届出受理 ※法12の15において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
<12>	軽油特定加工業者の登録の消除 ※法12の15において準用	法23 令1④	—	—	—	—	法定			
17の2	揮発油販売業者に対する指示	法23 令1⑤ I	令1⑤	—	—	—	法定	○		
<17の2>	軽油販売業者に対する指示 ※法17の7②において準用	法23 令1⑤ I	令1⑤	—	—	—	法定	○		
<17の2>	灯油販売業者に対する指示 ※法17の9②において準用	法23 令1⑤ I	令1⑤	—	—	—	法定	○		



2-⑦ 法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律（S51法88）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	事務の区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務の区分（メルクマール）	
<17の2>	重油販売業者に対する指示 ※法17の11④において準用	法23 令1⑤Ⅰ	令1⑤	—	—	—	○	
17の6③ ～⑤	揮発油販売業者に対する標準揮発油の表示法の改善等の指示等	法23 令1⑤Ⅰ	令1⑤	—	—	—	○	
<17の6③ ～⑤>	軽油販売業者に対する標準軽油の表示法の改善等の指示等※法17の7②において準用	法23 令1⑤Ⅰ	令1⑤	—	—	—	○	
<17の6③ ～⑤>	灯油販売業者に対する標準灯油の表示法の改善等の指示等※法17の9②において準用	法23 令1⑤Ⅰ	令1⑤	—	—	—	○	
17の5	揮発油生産業者等に対する指示	法23 令1⑤Ⅱ	令1⑤	—	—	—	○	
<17の5>	軽油生産業者等に対する指示 ※法17の8⑤において準用	法23 令1⑤Ⅱ	令1⑤	—	—	—	○	
<17の5>	灯油生産業者等に対する指示 ※法17の10④において準用	法23 令1⑤Ⅱ	令1⑤	—	—	—	○	
<17の5>	重油生産業者等に対する指示 ※法17の12④において準用	法23 令1⑤Ⅱ	令1⑤	—	—	—	○	
20①～③	報告徴収及び立入検査	法23 令1⑤Ⅲ ～Ⅴ	令1⑤	—	—	—	○	
17の4④	揮発油輸入業者による揮発油輸入の届出	法23 令1⑥	—	—	—	—		
<17の4④ >	揮発油輸入業者が自動車の燃料以外のものとして輸入し、輸入後に自動車の燃料として販売又は消費しようとする場合の届出※法17の4⑤において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—		
17の4⑥	揮発油輸入業者等による変更の届出	法23 令1⑥	—	—	—	—		
<17の4⑥ >	軽油輸入業者等による変更の届出 ※法17の8②において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—		

2-⑦ 法令名：揮発油等の品質の確保等に関する法律（S51法88）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<17の4⑥ >	灯油輸入業者等による変更の届出 ※法17の10②において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—	法定			
<17の4⑥ >	重油輸入業者による変更の届出 ※法17の12②において準用	法23 令1⑥	—	—	—	—	法定			

2-⑧ 法令名： 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（S49法57）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
4①	二次以降の振興計画の認定 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6	—	—	—	—	法定	事後報告		
5①	二次以降の振興計画の変更の認定 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6	—	—	—	法定	事後報告			
5③	二次以降の振興計画の認定取消及び変更の認定取消(地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6	—	—	—	法定	事後報告			

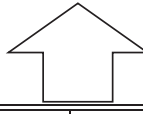


2-9 法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（S42法149）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3①	液化石油ガス販売事業の登録	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
6	登録行政庁の変更の場合における届出等の受理	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
8	販売所等の変更の届出の受理	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
10③	液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出の受理	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
14②	書面の再交付命令	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
23	液化石油ガス販売事業の廃止の届出の受理	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
25	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
26	液化石油ガス販売事業者の登録取り消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
26の2	液化石油ガス販売事業者登録の消除	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
87①	関係行政機関への通報	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
90①	聴聞の特例	法95 令14①	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
16③	液化石油ガスの基準に従った販売命令	法95 令14③	—	自治	—	指示(i) (法95の2)	自治	—	指示	
39② I	輸出入液化石油ガス器具等の販売の届出受理	法95 令14⑤⑥	—	—	—	—	法定	—	事後報告	

2-⑨ 法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（S42法149）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
41	事業の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
42②	届出事業者の地位承継の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
43	事業変更の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
44	事業廃止の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
45	届出事項に係る情報の提供	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
46① I	輸用用液化石油ガス器具等製造・輸入の届出の受理	法95 令14⑦⑧	—	—	—	—	法定	事後報告		
49	届出事業者に対する改善命令	法95 令14⑨	令14⑨	—	—	—	法定	事後報告		
50	届出事業者に対する表示の禁止	法95 令14⑨	令14⑨	—	—	—	法定	事後報告		
90①	聴聞 ※法第50の規程に基づく権限の行使に係る場合に限る(届出事業者に対する表示の禁止に関するもの)	法95 令14⑨	令14⑨	—	—	—	法定	事後報告		
82①	報告の徴収(液化石油ガス販売事業者の販売所に 関するもの)	法95 令14⑩	令14⑩	自治 令13②	令13②	指示① (法95の2) 事後報告② (令13⑧)	自治	指示 事後報告		
83①	立入検査等(液化石油ガス販売事業者の販売所に 関するもの)	法95 令14⑩	令14⑩	自治 令13③	令14②	指示① (法95の2) 事後報告② (令13⑧)	自治	指示 事後報告		
82①	報告の徴収(液化石油ガス器具等に関するもの)	法95 令14⑭	令14⑭	自治 令13⑦	令15②	指示① (法95の2) 事後報告② (令13⑧)	法定	指示 事後報告		



2-⑨ 法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（S42法149）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
83①	立入検査等(液化石油ガス器具等に関するもの)	法95 令14⑭	令14⑭	自治 令13⑦	令16②	指示① (法95の2) 事後報告② (令13⑧)	法定		指示 事後報告	
83の2①	液化石油ガス器具等の提出命令	法95 令14⑭	令14⑭	自治 令13⑦	令13⑦	指示① (法95の2) 事後報告② (令13⑧)	法定		指示 事後報告	

2-⑩ 法令名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3①	電気事業の許可	法114 令9 表I	—	—	—	
6①	許可証の交付	法114 令9 表I	—	—	—	
7	事業開始の開始期間の指定	法114 令9 表I	—	—	—	
8①	供給区域等の変更許可/(1)供給区域/(2)供給の相手方たる一般電気事業者/(3)供給地点	法114 令9 表I	—	—	—	
<7>	供給区域等の変更の許可を受けた場合の指定期間の延長等 ※法8③において準用	法114 令9 表I	—	—	—	
9①	電気工作物の重要な変更の届出	法114 令9 表I	—	—	—	
9②	電気工作物の氏名又は名称及び住所の変更の届出	法114 令9 表I	—	—	—	
9④	電気工作物等の変更届出後の着手期間の短縮	法114 令9 表I	—	—	—	
<9④>	設備の譲渡し等の変更届出後の着手期間の短縮 ※法13②において準用	法114 令9 表I	—	—	—	
9⑤	電気工作物等の変更届出後の変更又は中止命令	法114 令9 表I	—	—	—	
<9⑤>	設備の譲渡し等の変更届出後の変更又は中止命令 ※法13②において準用	法114 令9 表I	—	—	—	
10①	事業の譲渡し及び譲受けの認可	法114 令9 表I	—	—	—	
10②	法人の合併又は分割の認可	法114 令9 表I	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
自治			
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	

2-⑩ 法令名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
11②	相続による事業の承継の届出	法114 令9 表I	—	—	—	—
13①	設備の譲渡し等の届出	法114 令9 表I	—	—	—	—
14①②	事業の休止又は廃止の許可等	法114 令9 表I	—	—	—	—
15①②③	事業の許可の取消し等	法114 令9 表I	—	—	—	—
15⑤	事業の許可の取消し後の理由書の送付	法114 令9 表I	—	—	—	—
<45⑤>	特定電気事業者に対する供給地点を減少した場合の理由書の送付※法16④において準用	法114 令9 表I	—	—	—	—
16①	事業を開始しない場合の許可の取消し等	法114 令9 表I	—	—	—	—
22①③④⑦	卸供給の供給条件の届出、特例承認等	法114 令9 表I	—	—	—	—
22⑨	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出の受理	法114 令9 表I	—	—	—	—
22⑪	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の効力発生の特機期間の短縮	法114 令9 表I	—	—	—	—
22⑫	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の変更命令	法114 令9 表I	—	—	—	—
23②③	供給約款等に関する命令及び処分	法114 令9 表I	—	—	—	—
34②	財務計算に関する諸表の提出	法114 令9 表I	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事後報告	
自治			
法定		指示 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	



2-⑩ 法令名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
35	償却等	法114 令9 表I	—	—	—	—	—	—	—	
36②	湯水準備引当金取りくずしの特例許可	法114 令9 表I	—	—	—	—	—	—	指示 事後報告	
9②	電気事業の用に供する電気工作物に関する事項の変更(重要な変更を除く)	法114 令9 表II	—	—	—	—	—	—	事前協議 事後報告	
			—	—	—	—	—	—	事後報告	

2-⑩ 法令名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
17①	特定供給の許可	法114 令9 表Ⅲ	—	—	—	—	法定	事前協議 事後報告		
17④	特定供給の変更の届出	法114 令9 表Ⅲ	—	—	—	—	法定	事後報告		
17⑤	特定供給の廃止の届出	法114 令9 表Ⅲ	—	—	—	—	法定	事後報告		
26②	電圧に関する措置命令	法114 令9 表Ⅳ	—	—	—	—	法定	指示 事後報告		
30	業務の方法の改善命令	法114 令9 表Ⅴ	令9①	—	—	—	法定	指示 事前協議 事後報告		
58②③	土地等を一時使用するときの許可	法114 令9 表ⅣのⅡ	—	—	—	—	法定			
<58③>	他人の土地に立入るとき等の許可等 ※法59②、61④において準用 ※法59①②において準用	法114 令9 表ⅣのⅢ	—	—	—	—	法定			
61①	電気事業者に対する植物の伐採又は移植の許可	法114 令9 表ⅣのⅣ	—	—	—	—	法定			
61③	電気事業者からの植物の伐採又は移植の事後の届出受理	法114 令9 表ⅣのⅣ	—	—	—	—	法定			
<61①>	自家用電気工作物を設置する者に対する植物の伐採又は移植の許可	法114 令9 表ⅣのⅣ	—	—	—	—	法定			
<61③>	自家用電気工作物を設置する者からの植物の伐採又は移植する場合の事後の届出受理 ※法66において準用	法114 令9 表ⅣのⅣ	—	—	—	—	法定			
105	一般電気事業者及び卸電気事業者の業務及び経理の監査	法114 令9 表Ⅴ	令9①	—	—	—	法定	事後報告		
106③、 107②	電気事業者に対する報告の徴収、立入検査	法114 令9 表Ⅵ	令9①	—	—	—	法定	指示 事後報告		

2-⑩ 法令名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
106④	自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対する報告の徴収	法114 令9 表XVII	令9①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
107③	自家用電気工作物を設置する者又はボイラー等若しくは格納容器等の溶接をする者に対する立入検査	法114 令9 表XIX	令9①	—	—	—	法定	○	指示 事後報告	
111①②	苦情の申出等	法114 令9 表XXIII	令9①	—	—	—	法定	○	事後報告	

2-① 法令名： 家庭用品品質表示法(S37法104)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後		
		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	事務の区分(メルクマール)	備考
4①	違反業者に対する指示	法23② 省令1①	省令1①	自治令4①	—	事後報告6② (令4④)	
4②	関係大臣に対する通知	法23② 省令1①	省令1①	—	—	—	
10①	申出の受理	法23② 省令1①	省令1①	自治令4①	—	—	
10②	申出による調査	法23② 省令1①	省令1①	自治令4①	—	—	
19①⑤	報告徴収及び通知	法23② 省令1①	省令1①	—	—	—	
19①⑤	立入検査及び通知	法23② 省令1②	省令1②	—	—	—	



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定	○	事後報告	
自治	⊖	—	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	

2-⑫ 法令名：電気用品安全法(S36法234)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合		
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3	事業の届出の受理	—	—	—
4②	届出事業者の地位承継の届出の受理	—	—	—
5	変更の届出の受理	—	—	—
6	廃止の届出の受理	—	—	—
7	届出事項に係る情報の提供	—	—	—
11	改善命令	法56 令6③	令6③	—
12	表示の禁止	法56 令6③	令6③	—
45①	報告の徴収	法56 令6④	令6④	事後報告6② (令5②)
46①	立入検査等	法56 令6④	令6④	事後報告6② (令5②)
46の2①	電気用品の提出命令	法56 令6④	令6④	事後報告6② (令5②)



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権 限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	権限移譲後		
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
3	一般ガス事業の許可	—	—	—	—	法52の2 令13表I	—	—	—	事前協議 事後報告
6①	一般ガス事業の許可証の交付	—	—	—	—	法52の2 令13表I	—	—	—	事後報告
7	一般ガス事業の開始の届出の受理等	—	—	—	—	法52の2 令13表I	—	—	—	事前協議 事後報告
9①②④	一般ガス工作物等の変更の届出の受理	—	—	—	—	法52の2 令13表I	—	—	—	事後報告
9⑤	変更・中止命令(一般ガス工作物等の変更)	—	—	—	—	法52の2 令13表I	—	—	—	指示 事後報告
11②	一般ガス事業者の地位の承継	—	—	—	—	法52の2 令13表I	—	—	—	事後報告
13①②	事業の休止及び廃止の許可、法人解散の認可	—	—	—	—	法52の2 令13表I	—	—	—	事前協議 事後報告
15①②	一般ガス事業者に対する変更許可の取消し等	—	—	—	—	法52の2 令13表I	—	—	—	事前協議 指示 事後報告
<14③>	一般ガス事業者に対し変更許可の取消し等をしたとき の理由書の送付 ※法15の③において準用	—	—	—	—	法52の2 令13表I	—	—	—	事後報告
17①④⑤ ⑦⑧	供給約款の認可等	—	—	—	—	法52の2 令13表I	—	—	—	事前協議 事後報告
18	供給約款に関する命令及び処分	—	—	—	—	法52の2 令13表I	—	—	—	事前協議 指示 事後報告
20ただし 書	供給約款等以外の供給条件の認可	—	—	—	—	法52の2 令13表I	—	—	—	事前協議 事後報告
22①③た だし書	一般ガス事業者による託送供給の届出の受理等	—	—	—	—	法52の2 令13表I	—	—	—	事後報告

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
22④⑥	変更命令・託送供給命令(一般ガス事業者による託送供給)	法52の2 令13表I	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議 指示 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<22①>	一般ガス事業者による託送供給の変更の届出の受理※法22②において準用	法52の2 令13表I	—	—	—	
22の2①	一般ガス事業者による託送供給に係る料金その他の供給条件についての届出の受理等	法52の2 令13表I	—	—	—	
22の2③ ④⑤	変更命令等(一般ガス事業者による託送供給に係る料金その他の供給条件)	法52の2 令13表I	—	—	—	
22の5① ④⑥⑦	供給区域外への供給の届出の受理	法52の2 令13表I	—	—	—	
22の5⑤	変更・中止命令(供給区域外への供給)	法52の2 令13表I	—	—	—	
<22の5④ ⑥>	供給区域外への供給の変更の届出の受理 ※法22の5⑧において準用	法52の2 令13表I	—	—	—	
<22の5⑤ >	変更・中止命令(供給区域外への供給の変更) ※法22の5⑧において準用	法52の2 令13表I	—	—	—	
23①③⑤	供給区域外への大口供給の届出の受理	法52の2 令13表I	—	—	—	
23④	変更・中止命令(供給区域外への大口供給)	法52の2 令13表I	—	—	—	
24	供給区域外へのガスの使用者に対して導管によりガスを供給する場合の届出の受理	法52の2 令13表I	—	—	—	
25①②	ガスの供給計画の届出の受理	法52の2 令13表I	—	—	—	
25④⑤	変更等の勧告(ガスの供給計画)	法52の2 令13表I	—	—	—	
25の2②	一般ガス事業者に対する大口供給に係る事業の運営の改善措置置命令	法52の2 令13表I	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	



2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
26②	財務計算に関する諸表の受理	法52の2 令13表I	—	—	—	—
26の2②	業務区分ごとの収支状況を記載した書類の受理	法52の2 令13表I	—	—	—	—
27	減価償却等に関する命令	法52の2 令13表I	—	—	—	—
<7>	供給区域等の変更の許可 ※法8①③において準用	法52の2 令13表II	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			大臣の執行権留保	出先機関の長への委任根拠	権限移譲後	備考
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)				
10①	事業の譲渡及び譲受けの認可	—	—	—	法52の2 令13表Ⅲ	事前協議 事後報告		
10②	法人の合併及び分割の認可	—	—	—	法52の2 令13表Ⅲ	事前協議 事後報告		
15	供給区域等の変更の許可の取消し	—	—	—	法52の2 令13表Ⅳ	事前協議 指示 事後報告		
17①④⑤ ⑦⑧	供給約款の認可等	—	—	—	法52の2 令13表Ⅳ	事前協議 事後報告		
17⑨	供給約款の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の効力発生日までの待機期間の短縮	—	—	—	法52の2 令13表Ⅰ	事後報告		
17⑩	供給約款の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の変更命令	—	—	—	法52の2 令13表Ⅰ	事前協議 指示 事後報告		
18	供給約款に関する命令及び処分	—	—	—	法52の2 令13表Ⅳ	事前協議 指示 事後報告		
20ただし 書	供給約款等以外の供給条件の認可	—	—	—	法52の2 令13表Ⅳ	事前協議 事後報告		
22の4②	一般ガス事業者に対する託送供給に伴う禁止行為の停止又は変更命令	—	—	令13①	法52の2 令13表Ⅴ	事前協議 指示 事後報告	○	
25の2①	一般ガス事業者に対する改善命令	—	—	令13①	法52の2 令13表Ⅵ	事前協議 指示 事後報告	○	
25の3	供給区域の調整等の勧告	—	—	—	法52の2 令13表Ⅶ	事前協議 指示 事後報告		
37の2	簡易ガス事業の許可	—	—	—	法52の2 令13表 XIII	事前協議 指示 事後報告		
37の3①	簡易ガス事業の許可の申請の受理	—	—	—	法52の2 令13表 XIII	事後報告		

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
37の5①	簡易ガス事業の許可証の交付	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<8①>	簡易ガス事業の供給区域等の変更 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	法定	事前協議 事後報告			
<9①②④>	簡易ガス工作物等の変更の届出の受理 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	法定	事後報告			
<9⑤>	変更・中止命令(簡易ガス工作物等の変更) ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	法定	事前協議 指示 事後報告			
<10①>	簡易ガス事業の譲渡及び譲受けの認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	法定	事前協議 事後報告			
<10②>	法人の合併及び分割の認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	法定	事前協議 事後報告			
<11②>	簡易ガス事業者の地位の承継(届出受理) ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	法定	事後報告			
<13①>	簡易ガス事業の休止又は廃止の許可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	法定	事前協議 事後報告			
<13②>	法人の解散決議又は総社員の同意の認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	法定	事前協議 事後報告			
<14①②③>	簡易ガス事業の許可の取消し等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	法定	指示 事後報告			
<14③>	簡易ガス事業者に対し変更許可の取消し等をしたとき の理由書の送付 ※法37の7①において準用、法15③において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	法定	事後報告			
<15①>	簡易ガス事業の変更許可の取消し ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	法定	指示 事後報告			
47の5①	消防庁長官に対する通報	法52の2 令13表 XIII	—	—	—	法定	事後報告			
37の6の2	供給約款等以外の供給条件の認可	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	法定	事前協議 事後報告			

2-⑬ ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<7>	簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等 ※法37の7①において準用する法8において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<8③>	簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<15②>	簡易ガス事業者に対する供給区域等の減少措置 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<14③>	簡易ガス事業者の許可の取消をした時の理由書の送付 ※法15②③において準用、法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<17①④⑤⑦⑧>	簡易ガス事業者に対する供給約款の認可等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<18>	簡易ガス事業者の供給約款に関する命令及び処分 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<25の2②>	簡易ガス事業者一般ガス事業者に対する改善措置命令 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XIV	—	—	—	
<25の2①>	簡易ガス事業者に対する改善命令 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表 XV	令13①	—	—	
37の7の2①④⑥	ガス導管事業の届出の受理等	法52の2 令13表X VI	—	—	—	
37の7の2⑤	変更・中止命令 (ガス導管事業)	法52の2 令13表X VI	—	—	—	
<37の7の2①④⑤⑥>	ガス導管事業の変更の届出の受理 ※同条⑧において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	
<37の7の2①④⑤⑥>	変更・中止命令 (ガス導管事業の変更) ※同条⑧において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	
37の7の2⑦⑨	ガス導管事業の変更又は廃止の届出の受理	法52の2 令13表X VI	—	—	—	

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定	○	事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	
法定		事前協議 指示 事後報告	
法定		事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<11②>	ガス導管事業者の地位の承継の届出の受理 ※法37の8において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—
<22①③ ただし書 >	ガス導管事業者の託送供給の届出の受理等 ※法37の8において準用	法52の2 令13表X VI	—	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
<22④⑥>	承認ガス導管事業者に対する託送供給命令 ※法37の8において準用	—	—	—	法定		事前協議 指示 事後報告	
<22の2①>	承認ガス導管事業者による託送供給条件の届出の受理等 ※法37の8において準用	—	—	—	法定		事後報告	
<22の2③~⑤>	承認ガス導管事業者による託送供給条件の変更命令等 ※法37の8において準用	—	—	—	法定		事前協議 指示 事後報告	
<26②>	財務計算に関する諸表の受理 ※法37の8において準用	—	—	—	法定		事後報告	
37の7の3①③⑤	ガス導管事業者による大口供給の届出の受理	—	—	—	法定		事後報告	
37の7の3④	変更・中止命令(ガス導管事業者による大口供給)	—	—	—	法定		事前協議 指示 事後報告	
<37の7の3①③⑤>	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給の届出の受理 ※法37の9②において準用	—	—	—	法定		事後報告	
<37の7の3④>	変更・中止命令(一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給) ※法37の9②において準用	—	—	—	法定		事前協議 指示 事後報告	
37の7の4	ガス導管事業者による特定供給の届出の受理	—	—	—	法定		事後報告	
<37の7の4>	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による特定供給の届出の受理 ※法38①において準用	—	—	—	法定		事後報告	
37の9①	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給の届出の受理	—	—	—	法定		事後報告	
<22の4②>	託送供給に伴う禁止行為の停止又は変更命令 ※法37の8において準用	—	—	—	法定	○	事前協議 指示 事後報告	

2-⑬ 法令名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<25の2①>	ガス導管事業者に対する改善命令 ※法37の8において準用	法52の2 令13表X IX	令13①	—	—	—
<25の2①>	大口ガス事業者に対する改善命令 ※法37の10において準用	法52の2 令13表 XX	令13①	—	—	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事前協議 指示 事後報告	
法定	○	事前協議 指示 事後報告	



2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
39の3② I	販売の制限免除の届出の受理	法52の2 令13表 XXII	—	—	—	—
39の5	ガス用品の製造又は輸入の事業の届出の受理	法52の2 令13表 XXIII	—	—	—	—
39の6②	届出事業者の地位の承継の届出の受理	法52の2 令13表 XXIII	—	—	—	—
39の7か ら9及び 10① I	届出事業者の変更等の届出の受理等	法52の2 令13表 XXIII	—	—	—	—
39の13	届出事業者に対する改善命令	法52の2 令13表 XXIV	令13①	—	—	—
39の14	届出事業者に対する表示の禁止命令	法52の2 令13表 XXIV	令13①	—	—	—
43①②	土地の立入許可	法52の2 令13表 XXVI	—	—	—	—
44②	植物の伐採等	法52の2 令13表 XXVII	—	—	—	—
45の2	監査	法52の2 令13表 XXVIII	令13①	—	—	—
46①	報告の徴収(ガスを供給する事業に関するものに限る。)	法52の2 令13表 XXIX	令13①	自治 令12①	指示①(法52の3) 事後報告6② (令12②)	—
46①	報告の徴収(ガス用品の製造・輸入事業者に関するものに限る。)	法52の2 令13表 XXIX	令13①	自治 令12①	指示①(法52の3) 事後報告6② (令12②)	—
47①	立入検査(ガスを供給する事業に関するものに限る。)	法52の2 令13表 XXIX	令13①	自治 令12①	指示①(法52の3) 事後報告6② (令12②)	—
47①	立入検査(ガス用品の製造・輸入事業者に関するものに限る。)	法52の2 令13表 XXIX	令13①	自治 令12①	指示①(法52の3) 事後報告6② (令12②)	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定		事後報告	
法定	○	事後報告	
法定	○	事後報告	
法定			
法定			
法定	○	事後報告	
自治	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	
自治	○	指示 事後報告	
法定	○	指示 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
47の2①	ガス用品の提出命令	法52の2 令13表 XXX	令13①	自治 令12①	令12①	指示① (法52の3) 事後報告② (令12②)

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示 事後報告	

2-⑬ 法令名： ガス事業法 (S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
48	公聴会の開催	法52の2 令13表 XXX I	—	—	—	—	—	—	—	
49①	供給区域等の減少に係る聴聞	法52の2 令13表 XXX I	—	—	—	—	—	—	—	
49①	表示の禁止に係る聴聞 ※法39の14の規定に基づく権限の行使に係る場合に限る(届出事業者の表示に関するもの)	法52の2 令13表 XXX II	令13①	—	—	—	—	○	事後報告	
51	苦情の申出の受理	法52の2 令13表 XXX III	令13①	—	—	—	—	○	事後報告	

2-⑭ 法令名： 採石法 (S25法291)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
34の6	採石業者に対する指導及び助言	法42の3 令4	—	自治 令4	—	—	法定	○		
34の7	資料の提出の要求等	法42の3 令4	令4	—	法34の7 令4	—	法定	○		
42の2の2	経済産業大臣の指示	法42の3 令4	—	—	—	—	法定	○		